

広島市告示第548号
令和7年12月12日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、令和7年12月12日から同月26日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東1区 518号線	4.08 メートル (13.08	メートル 215.14
市道	東1区 562号線	6.00 メートル (13.13	メートル 137.09
市道	東1区 563号線	6.00 メートル (13.10	メートル 93.09
市道	安佐北3区 993号線	メートル 7.00	メートル 240.60
市道	安佐北3区 1025号線	4.80 メートル (10.50	メートル 39.80
市道	安芸1区 692号線	4.40 メートル (9.50	メートル 73.53
市道	安芸1区 693号線	4.21 メートル (9.64	メートル 106.52
	佐伯3区	4.00 メートル	メートル

市道	3 3 9 号線	8.40 8.40	28.76
市道	佐伯3区 3 4 0 号線	4.10 メートル 10.10	メートル 37.57